

特定化学物質障害予防規則等が一部改正されました

～ ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質に追加 ～

平成27年8月12日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、平成27年9月17日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布され、「ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物」と「リフラクトリーセラミックファイバー（以下「RCF」という。）及びこれを含有する製剤その他の物」が特定化学物質に追加されました。

主な改正の概要（ナフタレン、RCFに関する事項のみ）

1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年11月1日から施行）
 - ① 名称を表示すべき危険物及び有害物に追加（第18条関係）
 - ② 特定化学物質の第2類物質として追加され、製造又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施が必要（別表第3関係）
 - ③ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務に追加（第22条関係）
2. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年11月1日から施行）
 - (1) 労働安全衛生規則の一部改正
 - ① 表示対象物質に追加 裾切値を1%と規定（別表第2関係）
 - ② 通知（SDS）対象物質の範囲を変更 RCFの裾切値を0.1%と規定（別表第2の2関係）
 - ③ 計画の届出をすべき機械等（発散抑制の設備等）の対象に追加（別表第7関係）
 - (2) 特定化学物質障害予防規則の一部改正
 - ① ナフタレン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という。）を「特定第2類物質」として規定（第2条、別表第1関係）
 - ② リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「RCF等」という。）を「管理第2類物質」として規定（第2条、別表第1関係）
 - ③ ナフタレン等及びRCF等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）
 - ④ 作業環境測定の実施、結果の評価、記録の30年間保存等（第36条、第36条の2関係）
 - ⑤ 特別管理物質に追加 作業場内表示、作業記録の作成・記録30年間保存、特殊健診記録30年間保存等（第38条の3関係）
 - ⑥ RCF等に係る措置（第38条の20関係）
 - ⑦ 特殊健診の現従事者、配置転換後労働者への実施、健診項目、対象物の裾切値、結果報告様式の改正（第39条、別表第3、別表第4、別表第5、様式第3号関係）

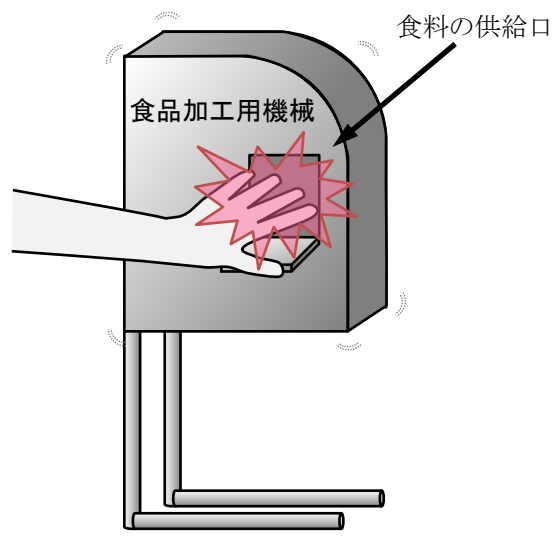
など

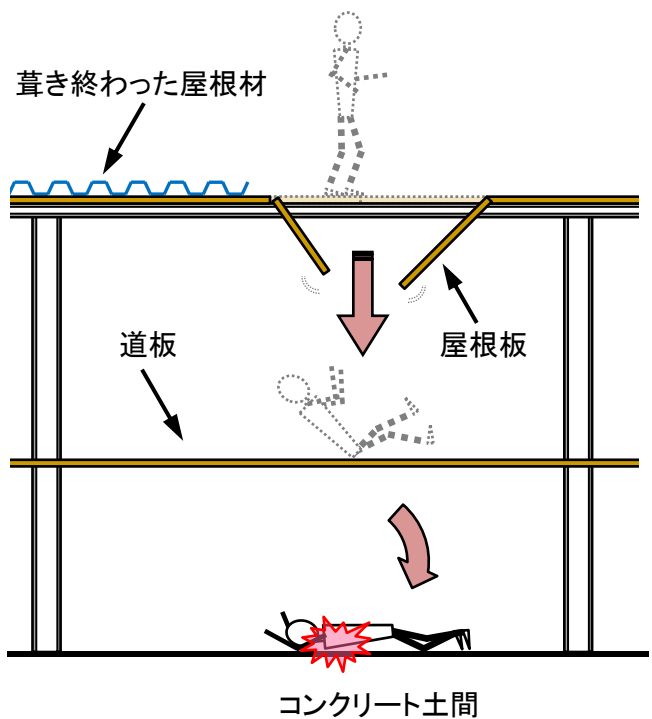
主要な業種別労働災害発生状況（平成26年と平成27年の比較 9月末現在速報値）

業種別	平成27年 (1月～9月)	平成26年 (1月～9月)	増減数	増減率	構成率
全産業	209	228 (2)	-19 (-2)	-8.3%	100.0%
製造業	85	87 (1)	-2 (-1)	-2.3%	40.7%
食料品	22	16	6	37.5%	10.5%
窯業土石	30	30 (1)	0 (-1)	0.0%	14.4%
機械金属等	21	25	-4	-16.0%	10.0%
建設業	20	20	0	0.0%	9.6%
土木工事	4	3	1	33.3%	1.9%
建築工事	9	14	-5	-35.7%	4.3%
運送業	16	22 (1)	-6 (-1)	-27.3%	7.7%
陸上貨物	14	19 (1)	-5 (-1)	-26.3%	6.7%
農林・畜産・水産業	3	3	0	0.0%	1.4%
商業等	84	96	-12	-12.5%	40.2%
小売業	19	33	-14	-42.4%	9.1%
社会福祉	6	17	-11	-64.7%	2.9%
接客娯楽業	26	31	-5	-16.1%	12.4%
ゴルフ場	16	23	-7	-30.4%	7.7%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上 の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		食品加工用機械の刃部で指を切る									
業種	飲食店	職種	調理・接客係	年齢	50代	性別	女	災害程度	休業見込み 1カ月	経験	4カ月
発生状況	<p>開店準備のため、食品加工用機械で食材を切っていた際に、食材が供給口に詰まり、電源を切らずに取り除こうとした為、回転している刃部に接触して指を切り負傷した。</p>				事故の型	切れ・こすれ		起因物	食品加工用機械		
	<p>〈概略図〉</p>  <p>The diagram shows a food processing machine with a hand reaching into the supply port. A red starburst indicates the point of injury where the hand is caught by the rotating blade.</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工用機械の原材料の供給口から容易に刃部へ手指を近づけることができる構造となっていたこと。 ・運転中の食品加工用機械の刃部へ手指を近づけて、原材料の供給口に詰まった原材料を取り除こうとしたこと。 										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工機械の刃部に手指との接触防止措置を講じる。 ・食品加工機械の刃部の回転が完全に停止していることを確認してから刃部の清掃を行う。 ・やむを得ず運転中の食品加工用機械の原材料の供給口に詰まった原材料を取り除く必要が生じたときは、押し込み棒等の治具を使用し、直接手指を刃部へ近づけないようにする。 ・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る。 										

災害発生概要		屋根上で作業中、屋根板が折れ、墜落した									
業種	建設業	職種	板金工	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	45年
発生状況	<p>新築工事現場において、屋根上で屋根材の取付作業中、一部屋根葺きが終わり、次の屋根材を固定するための部材を取り付けていたところ、屋根板を踏み抜いて墜落し、途中、道板に当たり、さらに地面まで落下してコンクリート土間で胸を強打した。</p>				事故の型	墜落・転落		起因物	屋根・はり等		
	 <p>The diagram illustrates a worker on a roof. A section of the roof board is shown broken, with the worker falling through it. The worker hits a wooden board (道板) on the way down and then falls onto the concrete ground (コンクリート土間). Labels include '葺き終わった屋根材' (finished roof material), '道板' (board), '屋根板' (roof board), and 'コンクリート土間' (concrete ground).</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根板を踏み抜いたこと。 ・屋根上等の高所において作業を行うにも関わらず、防網、命綱等による墜落防止措置を講じていなかったこと。 										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根上で作業を行う場合で屋根材等の踏み抜きや屋根の端部の開口部等から墜落するおそれがあるときは、防網を張るまたは親綱を張り、安全帯を使用する等の屋根上からの墜落を防止する措置を講じる。 ・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る。 										